

## パブリックコメントの募集について

以下条例の改正について検討するにあたり、パブリックコメントを募集します。

### 1. 条例名

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

### 2. 改正の概要

#### (1) 恵那市消防団員条例定員の見直し

恵那市では令和3年度から消防団員に対する報酬を個人支給としたことにより、それまで活動実績のない消防団員が多数在籍していたことから、人員計画を検討し、極めて参加の少ない団員の意向確認と退団を推奨し人員整理を行ったことから、令和2年度と令和3年度に消防団員の在団人数が著しく減少しました。

また、恵那市消防団は、平成16年10月に旧恵那市と旧恵南地区が合併したことにより現在の編成となり今年で17年目を迎えます。

恵那市合併当初の平成17年4月1日の恵那市人口は57,374人であるのに対し、令和4年4月1日の人口は47,982人で9,392人の減少（減少率16.4%）となっています。

平成17年度の恵那市消防団員数は1,317人ですが、令和4年度は751人と566人の減少（減少率43%）となっており、恵那市人口の減少と比例して恵那市消防団員の在団者数も減少しています。

これらのことから恵那市消防団の定員を現在の人口減少比率等を勘案し条例の定員を改正するもの。

#### (2) 恵那市消防団員年額報酬の改正

全国的に消防団員数は3年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況で、恵那市では消防団員数が令和2年度は907名、令和3年度は801名、令和4年度は751名となっており、年々消防団員の減少が続き地域防災力の低下が危惧されています。

これを受け総務省消防庁から対策として、県・市に対し消防団員の処遇改善を図るため年額報酬を総務省の定める標準額「団員」36,500円を標準とし、「団員」より上級の階級にある者については、市町村において業務の負荷や責務を勘案し、標準額と均衡のとれた額とするよう助言があったので増額改定を行うもの。

### 3. 条例改正の内容

#### (1) 第2条（定員）

- ・基本消防団員1,200人を780人に改正する。
- ・機能別消防団員220人を300人に改正する。

#### (2) 第12条の（報酬）を下記のとおり国の基準額に合わせて増額改正する。

詳細は「例規の改正（案）の詳細」、添付資料をご覧ください。

#### 4. 募集期間

令和4年10月1日（土）から令和4年10月31日（月）まで

#### 5. 提出方法

様式は任意です。

- (1) 表題「恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正」
- (2) 住所
- (3) 氏名
- (4) 電話番号
- (5) 意見

を記入し、恵那市消防本部へ直接持参するか、郵送、ファックスで提出してください。

- ・直接持参 恵那市消防本部 2階 消防課
- ・郵送 〒509-7203 恵那市長島町正家1015番地2 恵那市消防本部消防課
- ・ファックス 0573-26-0120

#### 【問い合わせ】

恵那市消防本部消防課 TEL0573-26-0119 （内線 254）